

国連気候変動枠組条約拠出金

令和3年度概算要求額 0.5億円（0.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

(1) 技術メカニズム拠出金

国連気候変動枠組条約の下、気候技術に関する取組を強化するための「技術メカニズム」が設置されています。そのうち途上国への技術支援の実施等を行う「気候技術センター及びネットワーク（CTCN）」の運営等に係る費用として、当該センターに対して、我が国から拠出を行っているものです。

(2) 事務局拠出金

気候変動問題に係る国際交渉に関し、国連気候変動枠組条約事務局に我が国から任意拠出を行います。同時に、人材を派遣して条約事務局の作業に従事させることを通じて、パリ協定のもとでのルール整備や、技術移転メカニズムの制度設計に貢献します。

成果目標

(1) 平成25年度からの事業であり、資金拠出を通じて、CTCNにおける途上国への技術支援を推進し、地球規模での効果的な温室効果ガス削減に寄与していくことを目指します。

(2) 平成20年度から条約事務局に資金拠出を行い、また経済産業省職員を派遣しています。令和3年においても、同職員を気候変動交渉に関連する作業に従事させることを通じて、気候変動交渉の円滑化につなげることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

日本国政府

(1) 「気候技術センター及びネットワーク※」の運営等に係る費用の拠出・途上国への技術移転に関する議論への積極的関与

(2) 条約事務局の作業に従事し、COP等の国際会議の補助等を通じ、パリ協定のもとでのルール整備等



気候技術センター及びネットワーク（CTCN） 国連気候変動枠組条約事務局

- **技術を通じた地球規模での温室効果ガスの削減に寄与**
- **我が国の国際的な評価につながるのみならず、国際的な利益に貢献**
- **我が国が目指す、全ての主要国が参加する公平かつ実行的なパリ協定のもとでのルール整備等への貢献**

※気候技術センター及びネットワークとは：2010年カンクン合意で設立、2011年ダーバン合意にて2012年に可能な限り全面稼働させると合意された。気候変動問題における途上国支援ツールの1つである「技術移転」について、途上国の要請を受けて①技術ニーズの特定に関する支援、②技術に関する情報提供・研修機会の提供、③既存技術の活用に関する支援等を行う組織。